

笠岡港（住吉地区）新浮棧橋利用規約

令和4年10月1日

1 住吉県有浮棧橋について

住吉県有浮棧橋（以下「棧橋」という。）は、岡山県が所有する浮棧橋を笠岡市が救急及び離島振興のために使用するものです。

棧橋の利用にあたっては、本規約を遵守し、利用者同士、良好な関係を保ち、安全かつ円滑な利用にご協力ください。

2 施設の概要

- (1) 名称 住吉県有浮棧橋
- (2) 所在地 笠岡市笠岡2425番地先
- (3) 浮体 浮体長25.00m×浮体幅9.00m
連絡橋 橋長 23.00m×幅5.00m（有効幅員3.50m）

3 利用できる船舶

利用できる船舶は最大船長24m、小型船のうち、係留施設利用登録申請により利用登録を行った船舶とする。

ただし、自然災害等の有事の際には、この限りとせず、利用する場合は笠岡市（管理者）へ申し出するものとする。

4 利用に伴う注意事項

- (1) 着岸及び乗降に関する注意
 - ア 棧橋利用については、救急艇優先です。救急艇に影響のないよう利用してください。
 - イ 棧橋における利用者の安全確保のため、他の船舶の乗降中は離着岸禁止であり、離着岸時には旅客の立ち入りが無いよう注意してください。
 - ウ 1隻あたりの係留時間は30分を目安とします。特別な用務がある場合は最大1時間を上限とします。時間を厳守し、譲り合ってご利用願います。また、利用者には、速やかに乗下船されるよう呼び掛けをお願いします。
 - エ 棧橋周辺及び待合所内では騒音の発生に注意し、利用者への指導を行ってください。
 - (ア) 係留に当たっての綱取り、乗下船案内は船主側でお願いします。
 - (イ) 乗船者が乗り降りする際にタラップが必要な場合は、船主側で用意願います。
 - (ウ) 乗船者の集合と乗下船の安全管理は、船主側の自己責任でご対応ください。

(2) 1回の利用時間（最大1時間）を超える利用について

1回あたりの利用時間（最大1時間）については、特に遵守すべきものですが、以下の事項については、1時間を超える利用を認めます。

ア 公用船が停泊する場合

イ 救急搬送のために待機する場合

笠岡地区消防組合から委託された海上運送事業者が、患者の救急搬送を行うために待機する場合。

(3) 船舶航行に関する注意

ア 船舶航行及び事業運営に当たっては、港則法等の関係法令を遵守し、自己責任において安全を最優先にご利用ください。また、発着所付近では、付近の施設に迷惑がかからないよう静かに航行してください。

イ 発着所付近においては、旅客船が優先となります。また、近隣フェリー乗り場の船舶の航行及び漁船を優先し、影響のないよう航行してください。

ウ 事故発生時には、旅客の安全確保を図り、海上保安庁及び国土交通省中国運輸局水島海事事務所へ連絡をお願いします。

(4) 着岸待ちについて

旅客定期船の航行水域での着岸待ちは禁止します。旅客定期船の航行・回頭に支障がないよう厳に注意し、船舶の安全が確保できる場所で待機してください。

5 禁止行為

禁止行為を行なった利用者は、以後の利用をおことわりする場合があります。

(1) 1時間を超える係留

(2) 浮棧橋を損傷する行為

(3) 譲り合わない、怒鳴るなどのマナーに反する行為

(4) 船着場、周辺施設の迷惑となる行為

(5) 油、ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は放置する行為

(6) 船着場での物品販売、募金等

(7) 危険物の搬入及び貯蔵

(8) 3トンを超える車両の乗り入れ（救急患者搬送を除く）

(9) 釣り

(10) その他，施設の管理上支障をきたす恐れのある行為

6 その他

禁止行為等により発生する損害賠償や所有者特定，撤去等に費用について，その行為を行った者及びその関係者が負担するものとする。

また，栈橋の利用者は，誤操船等により施設を毀損した場合は，速やかに笠岡市企画政策課に報告し，指示に従って，自己の責任で復旧して下さい。施設利用上の自損事故及び利用者が第三者に損害を与えた場合等は，岡山県（栈橋所有者），笠岡市（管理者）は何ら責任を負いません。